

島本町立第二小学校・学校協議会傍聴規則

1. 傍聴の許可

会議を傍聴しようとするものは、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、会長の許可を受けなければならない。

2. 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認めた者

3. 傍聴人数の制限

会長は、傍聴人の員数を制限することができる。

4. 傍聴人の行為の制限

傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 議事を録音・録画すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。

5. 傍聴人の退場

傍聴人は会長が傍聴を禁じた時、又は退場を命じた時は、すみやかに退場しなければならない。

附則

この規則は、平成15年7月17日から施行する。